本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、現道の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保及び物流の効率化に寄与することが認められる。また、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）に基づき東日本大震災復興対策本部により決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、太平洋沿岸と東北道をつなぐ横断軸の強化が掲げられており、本件事業は、岩手県の復興支援に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年３月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるヤマネ及びイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているコヤマコウモリその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているイワテヤマナシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハナヒョウタンボク等、準絶滅危惧として掲載されているサクラソウ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響が小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、カモシカについては、本線へ侵入する可能性があるため、侵入防止柵を設置する保全措置を、クマタカ等については、営巣が確認されていることなどから、工事実施前に繁殖状況調査を実施し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて適切な保全措置を講ずることとしている。ハナヒョウタンボク及びサクラソウについては、一部の生育地が改変されることから、専門家の指導助言を受け、移植等の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が11箇所存在するが、このうち10箇所については既に発掘調査等が完了しており、適切な措置が講じられている。残る１箇所についても発掘調査における現地調査は完了しており、今後記録保存の措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、構造物延長最短案、土工バランス最良案（申請案）及び路線延長最短案の３案による検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるが、移転対象家屋数は構造物延長最短案と同数で最も少ないこと、トンネル及び橋梁の総延長並びに土工量は中位であるが、土工バランスが最も良く施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は線形不良区間が存在し、交通事故が発生しているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、宮古市長を会長とする宮古市道路整備促進協議会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県宮古市役所

○国土交通省告示第九百四十二号

宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第十三条の規定により登録認証機関の登録事項の変更の届出があったので、同規則第二十二条第二号の規定に基づき公示する。

平成二十八年八月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

変更に係る登録事項

・法人である場合の代表者の氏名

変更前　会長　権藤　勇夫

変更後　会長　永吉　哲郎

・法人である場合の認証事務を行う役員の氏名

変更前　副会長　永吉　哲郎

変更後　会長　永吉　哲郎

○国土交通省告示第九百四十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年九月付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5088号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＴＫ－180型	高階救命器具株式会社	背面の構造及び縫い糸を変更

○東北地方整備局告示第百八十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十八年八月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十二日

東北地方整備局長　川瀧　弘之